

日本体育・スポーツ政策学会
会長候補者及び理事候補者選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、日本体育・スポーツ政策学会の会長候補者及び理事候補者の選挙について定める。

(会長候補者の推薦)

第2条 会長は、正会員から会長候補者選挙の被選挙人（以下「会長候補者選挙被選挙人」という。）の推薦を求める。推薦者は、同一の候補者を5人以上の会員が連名で推薦することができる。推薦者は、推薦者の署名捺印、推薦理由書、候補者の履歴書及び業績一覧を事務局へ提出する。推薦書は、所定の書式により作成する。

(会長候補者の選出)

第3条 会長候補者選挙においては、会長候補者選挙被選挙人の中から得票の最も多い者を会長候補者として選出する。ただし、同点者が生じた場合は、選挙管理委員会によるくじ引きで選ぶ。

- 2 会長は、会長候補者として選出された本人の了解を得る。
- 3 会長候補者として選出された者は、特別な事由がある場合、辞退を申し出ることができる。
- 4 前項により会長候補者が選出出来ない場合は、改めて選挙管理委員会で次点者を会長候補者として選出する。

(理事候補者の選出)

第4条 理事候補者選挙は、会長候補者選挙に併せて行う。

- 2 各正会員は、理事候補者選挙において、正会員の中から14人の理事候補者（会長候補者として投票した者を除く。）を連記して投票する。
- 3 選挙管理委員会は、理事候補者選挙において得票の多い者から順に15人以上25人以内（会長候補者1人を含む。）の理事候補者を選出する。ただし、2票以上の得票がない者は、理事候補者になることができない。
- 4 前条第1項から第4項までの規定により選出された会長候補者が前項により選出された理事候補者でない場合は、当該会長候補者を理事候補者に加える。この場合において理事候補者が25人を超えるときは、会長候補者以外の得票数が最も少ない者を理事候補者から除く。
- 5 25人以内の理事候補者を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙管理委員会においてくじで定める。

- 6 会長は、理事候補者が定員に満たないときであって必要と認めるときは理事候補者を補充し、理事候補者が定員に達するときであって他の理事候補者を推薦するときは3人を限度に得票数の下位者から順に理事候補者を変更することができる。
- 7 選挙管理委員会は、理事候補者に就任の諾否を確認し、辞退があった場合には次点者を繰り上げて理事候補者とする。

(選挙管理委員会)

第5条 会長は、会長候補者及び理事候補者の選挙を公正かつ円滑に推進するため、改選年度に選挙管理委員会の委員として、正会員の中から2人以上を委嘱する。ただし、理事及び監事は除く。

- 2 選挙管理委員会は、投票期間と開票日を決定する。開票日は原則、投票締切日の1週間以内とする。
- 3 選挙管理委員会は、選挙管理委員名での選挙実施通知書、投票用紙及び投票用紙封入用の封筒を会員宛に送付する。選挙実施通知書には投票期間を明記する。投票用紙には日本体育・スポーツ政策学会の印を押印する。
- 4 選挙管理委員会は、投票用紙の管理を行う。
- 5 選挙管理委員会は、選挙の結果を速やかに会長に報告する。
- 6 選挙管理委員会は、当選者の確定後直ちに、会長と連名で本人に当選の告知を行う。
- 7 選挙管理委員会は、会員に対し選挙結果を告知するため、会報やホームページに当選者を掲載する。
- 8 選挙管理委員会は、第3項及び第4項の投票を電磁的記録式投票機により行うことができる。この場合において、選挙実施通知書、投票用紙及び投票用紙封入用の封筒の送付並びに投票用紙への押印は、選挙管理委員会が適当と認める方法に変更することができる。

(選挙権)

第6条 選挙権者は、投票用紙送付時において当該年度の会費を納入した、本会の正会員でなければならない。

(選挙方法)

第7条 投票期間は、投票用紙発送から約1ヵ月間とする。

- 2 投票は、無記名とし、記名投票は無効とする。
- 3 無効票の判断は、選挙管理委員会が行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会の決議により行う。

附則

この規程は平成 26 年 12 月 7 日より施行する。

令和 6 年 7 月 20 日改正施行。

令和 7 年 12 月 13 日改正施行。